

「ブラックスタート機能入札募集要綱」改正に伴う新旧比較表

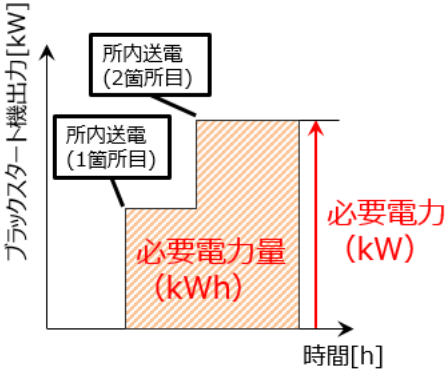
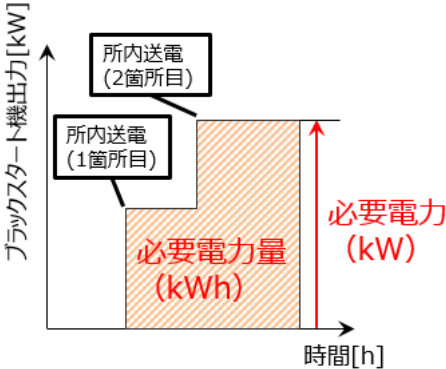
【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
2029年度向け ブラックスタート機能入札募集要綱（案）  2024年9月 四国電力送配電株式会社	2029年度向け ブラックスタート機能入札募集要綱  ※今回の修正箇所をで表示 2024年12月 四国電力送配電株式会社	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
目 次 はじめに 1 適用 2 用語の定義 3 スケジュール 4 入札単位および募集規模 5 ブラックスタート機能の提供期間 6 入札の条件 7 入札価格、逸失利益相当額及び最低保証額 8 落札案件の決定 9 主な契約条件 1 0 応札方法 1 1 ブラックスタート機能契約の締結	目 次 はじめに 1 適用 2 用語の定義 3 スケジュール 4 入札単位および募集規模 5 ブラックスタート機能の提供期間 6 入札の条件 7 入札価格、逸失利益相当額及び最低保証額 8 落札案件の決定 9 主な契約条件 1 0 応札方法 1 1 ブラックスタート機能契約の締結	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
ブラックスタート機能入札募集要綱 四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の電力系統において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことができる、復旧に必要な電源等（以下「ブラックスタート機能」といいます。）を、ブラックスタート機能入札募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）に基づいて、入札により募集いたします。 はじめに （１）一般注意事項 - 入札要綱に基づき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。 - 応札者は、入札要綱に定める諸条件及び『別冊 ブラックスタート機能契約書【標準契約書】』（以下「ブラックスタート機能契約書」といい、これに基づく契約を「ブラックスタート機能契約」といいます。）の内容を全て承認のうえ、当社に入札書を提出してください。 - ブラックスタート機能契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものと致します。 - 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。 - 応札者は適格請求書発行事業者の登録が必要となります。 - 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものと致します。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者全ての会社名及び所在地を「(様式2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含む全ての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものと致します。 - 以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が、応札を希望する場合は、原則として、そのうちの一のみによる応札又はジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「1 1 資本関係又は人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。 ※この入札要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。 独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者はご注意ください。 a. 資本関係 （a）会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定	ブラックスタート機能入札募集要綱 四国電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社の電力系統において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことができる、復旧に必要な電源等（以下「ブラックスタート機能」といいます。）を、ブラックスタート機能入札募集要綱（以下「入札要綱」といいます。）に基づいて、入札により募集いたします。 はじめに （１）一般注意事項 - 入札要綱に基づき入札書を提出される事業者（以下「応札者」といいます。）は、入札書を作成する際には、入札要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。 - 応札者は、入札要綱に定める諸条件及び『別冊 ブラックスタート機能契約書【標準契約書】』（以下「ブラックスタート機能契約書」といい、これに基づく契約を「ブラックスタート機能契約」といいます。）の内容を全て承認のうえ、当社に入札書を提出してください。 - ブラックスタート機能契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものと致します。 - 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。 - 応札者は適格請求書発行事業者の登録が必要となります。 - 応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものと致します。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者全ての会社名及び所在地を「(様式2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含む全ての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものと致します。 - 以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が、応札を希望する場合は、原則として、そのうちの一のみによる応札又はジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。なお、個別に応札する場合は、入札書（様式1）の「1 0. 資本関係又は人的関係等のあるものとの事前調整等の有無」の記載をお願いいたします。 ※この入札要綱は、独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。 独占禁止法に触れるような行為のないように、応札者はご注意ください。 a. 資本関係 （a）会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と会社法第2条第3号の2に規定	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
する子会社等の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 b. 人的関係 (a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。 ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。） ④ 組合の理事 ⑤ その他業務を執行する者であって、①から⑤までに掲げる者に準ずる者 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 c. その他、上記a. 又はb. と同視しうる関係 ・ 入札要綱に基づき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社とブラックスタート機能契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）が第三者と合併、会社分割又はブラックスタート機能契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものと致します。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、ブラックスタート機能契約書を参照してください。 ・ 入札に係る諸費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約に係る協議に要する費用等、応札者側で発生する諸費用につきましては、全て応札者負担となります。 ・ 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。 ・ 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足	する子会社等の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 b. 人的関係 (a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除きます。 ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。） ④ 組合の理事 ⑤ その他業務を執行する者であって、①から⑤までに掲げる者に準ずる者 (b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 c. その他、上記a. 又はb. と同視しうる関係 ・ 入札要綱に基づき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」といい、当社とブラックスタート機能契約を締結した落札者を「契約者」といいます。）が第三者と合併、会社分割又はブラックスタート機能契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものと致します。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、ブラックスタート機能契約書を参照してください。 ・ 入札に係る諸費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約に係る協議に要する費用等、応札者側で発生する諸費用につきましては、全て応札者負担となります。 ・ 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等も全て日本語が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。 ・ 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。 (2) 守秘義務 ・応札者及び当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法及び関連法令に基づく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。 (3) 問合せ先 ・募集要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のお問い合わせ先より受け付けます。お問い合わせにあたっては、はじめに「ブラックスタート機能募集要綱に対する意見」と記入したうえで、ご意見・お問い合わせを記入してください。必要電力（kW）及び必要電力量（kWh）については確定値ではないものの、参考値としてお答えいたします。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。 当社お問い合わせ先（メールアドレス）：aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp 1 適用 この入札募集要綱は、当社が2029年度に活用するブラックスタート機能の入札に適用いたします。 2 用語の定義 (1) 契約電源等 当社電力系統において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備[※]をいいます。 ※：技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知いたします。 (2) ブラックスタート（全系統ブラックスタート）機能の提供 当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給することをいいます。 (3) 必要電力（kW）、必要電力量（kWh） 必要電力（kW）とは、一般負荷（安定負荷[※]を除きます。）への送電を開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。	説明資料の追加等も認められません。ただし、落札候補案件の選定にあたり、当社が提出を求めた場合については除きます。 (2) 守秘義務 ・応札者及び当社は、入札を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員又は従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法及び関連法令に基づく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため、必要最小限の範囲で監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。 (3) 問合せ先 ・募集要綱の内容に関し、個別の質問がある場合は、下記のお問い合わせ先より受け付けます。お問い合わせにあたっては、はじめに「ブラックスタート機能募集要綱に対する意見」と記入したうえで、ご意見・お問い合わせを記入してください。必要電力（kW）・必要電力量（kWh）については確定値ではないものの、参考値としてお答えいたします。なお、審査状況等に関する問合せにはお答えできません。 当社お問い合わせ先（メールアドレス）：aps-koubo-shikoku@yonden.co.jp 1 適用 この入札募集要綱は、当社が2029年度に活用するブラックスタート機能の入札に適用いたします。 2 用語の定義 (1) 契約電源等 当社電力系統において広範囲に及ぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備[※]をいいます。 ※：技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知いたします。 (2) ブラックスタート（全系統ブラックスタート）機能の提供 当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給することをいいます。 (3) 必要電力（kW）・必要電力量（kWh） 必要電力（kW）とは、一般負荷（安定負荷[※]を除きます。）への送電を開始するまでに必要な電力の最大値をいいます。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
必要電力量（kWh）とは、ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）への送電を開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計（積分した面積）をいいます。 ※：安定負荷とは、系統復旧に必要な発電所等の所内電源を供給しても、ブラックスタート機の最低出力に満たない場合に、安定運転のために送電する一般需要のことをいいます。  必要電力（kW）及び必要電力量（kWh）は、技術検討結果を通知する際に個別に通知いたします。 （４）非常用発電機等 発電機を起動するために必要な電力又は動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置をいいます。 （５）ガバナフリー運転機能 発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気又は水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転を行う機能をいいます。 （６）電圧調整機能 一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能をいいます。 （７）専用線オンライン指令 当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所又は制御所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令することをいいます。 （８）発電機自己励磁現象 無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象をいいます。	必要電力量（kWh）とは、ブラックスタート機の起動から一般負荷（安定負荷を除きます。）への送電を開始するまでに、火力所内負荷等へ送電するために必要な電力量の合計（積分した面積）をいいます。 ※：安定負荷とは、系統復旧に必要な発電所等の所内電源を供給しても、ブラックスタート機の最低出力に満たない場合に、安定運転のために送電する一般需要のことをいいます。  必要電力（kW）及び必要電力量（kWh）は、技術検討結果を通知する際に個別に通知いたします。 （４）非常用発電機等 発電機を起動するために必要な電力又は動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置をいいます。 （５）ガバナフリー運転機能 発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気又は水量を自動的に調整する装置である調速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転を行う機能をいいます。 （６）電圧調整機能 一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能をいいます。 （７）専用線オンライン指令 当社がブラックスタートを行うため、中央給電指令所又は制御所から、通信伝送ルートを通じて、直接的にブラックスタート機能を具備した契約電源等へ発電等を指令することをいいます。 （８）発電機自己励磁現象 無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇する現象をいいます。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考																																												
(9) インラッシュ過電流 変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れることをいいます。 (10) 不平衡電流 三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態をいいます。 (11) リレー 短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置をいいます。 (12) トリップ 発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すことをいいます。 3 スケジュール 2029年度向けの募集及び契約協議は、次のスケジュールで実施いたします。	(9) インラッシュ過電流 変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）が過剰に流れることをいいます。 (10) 不平衡電流 三相交流送電において、全ての相の電流が同じ大きさではない状態をいいます。 (11) リレー 短絡などの設備故障時に生じる電力系統異常を検知する装置をいいます。 (12) トリップ 発電機や電力系統の異常をリレーにより検出した場合、リレーにより遮断器を開放して異常設備を電力系統から切り離すことをいいます。 3 スケジュール 2029年度向けの募集及び契約協議は、次のスケジュールで実施いたします。																																													
<table><tr><th>日程</th><th>ステップ</th></tr><tr><td>2024年9月9日(月)</td><td>入札募集実施及び入札要綱案の公表</td></tr><tr><td>2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)</td><td>入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）</td><td>意見内容の確認・検討，入札要綱の確定</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇）</td><td>入札募集の開始</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇）</td><td>入札募集の締切</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）</td><td>落札案件の選定</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇）</td><td>落札案件の決定</td></tr><tr><td>2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）</td><td>落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結</td></tr><tr><td>（2020年〔未定〕）</td><td>（容量市場メインオークション開始）</td></tr><tr><td>（2020年〔未定〕）</td><td>（容量市場の約定電源等決定）</td></tr></table>	日程	ステップ	2024年9月9日(月)	入札募集実施及び入札要綱案の公表	2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)	入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付	2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	意見内容の確認・検討，入札要綱の確定	2020年〇月〇日（〇）	入札募集の開始	2020年〇月〇日（〇）	入札募集の締切	2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	落札案件の選定	2020年〇月〇日（〇）	落札案件の決定	2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結	（2020年〔未定〕）	（容量市場メインオークション開始）	（2020年〔未定〕）	（容量市場の約定電源等決定）	<table><tr><th>日程</th><th>ステップ</th></tr><tr><td>2024年9月9日(月)</td><td>入札募集実施及び入札要綱案の公表</td></tr><tr><td>2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)</td><td>入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付</td></tr><tr><td>2024年10月11日（金） ～12月20日（金）</td><td>意見内容の確認・検討，入札要綱の確定</td></tr><tr><td>2024年12月23日（月）</td><td>入札募集の開始</td></tr><tr><td>2025年6月20日（金）</td><td>入札募集の締切</td></tr><tr><td>2025年6月23日（月） ～7月18日（金）</td><td>落札案件の選定</td></tr><tr><td>2025年7月22日（火）</td><td>落札案件の決定</td></tr><tr><td>2025年7月23日（水） ～8月22日（金）</td><td>落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結</td></tr><tr><td>（2025年〔未定〕）</td><td>（容量市場メインオークション開始）</td></tr><tr><td>（2025年〔未定〕）</td><td>（容量市場の約定電源等決定）</td></tr></table>	日程	ステップ	2024年9月9日(月)	入札募集実施及び入札要綱案の公表	2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)	入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付	2024年10月11日（金） ～12月20日（金）	意見内容の確認・検討，入札要綱の確定	2024年12月23日（月）	入札募集の開始	2025年6月20日（金）	入札募集の締切	2025年6月23日（月） ～7月18日（金）	落札案件の選定	2025年7月22日（火）	落札案件の決定	2025年7月23日（水） ～8月22日（金）	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結	（2025年〔未定〕）	（容量市場メインオークション開始）	（2025年〔未定〕）	（容量市場の約定電源等決定）	
日程	ステップ																																													
2024年9月9日(月)	入札募集実施及び入札要綱案の公表																																													
2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)	入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付																																													
2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	意見内容の確認・検討，入札要綱の確定																																													
2020年〇月〇日（〇）	入札募集の開始																																													
2020年〇月〇日（〇）	入札募集の締切																																													
2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	落札案件の選定																																													
2020年〇月〇日（〇）	落札案件の決定																																													
2020年〇月〇日（〇） ～〇月〇日（〇）	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結																																													
（2020年〔未定〕）	（容量市場メインオークション開始）																																													
（2020年〔未定〕）	（容量市場の約定電源等決定）																																													
日程	ステップ																																													
2024年9月9日(月)	入札募集実施及び入札要綱案の公表																																													
2024年9月9日(月)～ 2024年10月10日(木)	入札要綱案に対する意見募集（RFC：Request for Comments）の受付																																													
2024年10月11日（金） ～12月20日（金）	意見内容の確認・検討，入札要綱の確定																																													
2024年12月23日（月）	入札募集の開始																																													
2025年6月20日（金）	入札募集の締切																																													
2025年6月23日（月） ～7月18日（金）	落札案件の選定																																													
2025年7月22日（火）	落札案件の決定																																													
2025年7月23日（水） ～8月22日（金）	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結																																													
（2025年〔未定〕）	（容量市場メインオークション開始）																																													
（2025年〔未定〕）	（容量市場の約定電源等決定）																																													

【RFC 時点】		【RFC 後】		備 考
(2 0 2 〇年度 [未定])	契約者との基本料金に係る覚書の締結	(2 0 2 9 年 [3 月頃])	契約者との基本料金に係る覚書の締結	【修正理由】 ・2029 年度向けブラックスタート機能募集より、実需給年度の前年度 12 月頃に期待利潤および期待利潤の減少分について再算定いただき、精査のうえ、基本料金に係る覚書の締結をさせていただきます。
・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。		・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。 ・基本料金に係る覚書の締結時には、当該時点で想定される期待利潤および期待利潤の減少分を再算定していただく必要があります。具体的には、「9．主な契約条件」(2)に定めるとおりです。		
4 入札単位および募集規模 入札単位及び募集規模は、次のとおりとします。 募集規模を上回る応募があった場合の落札案件の決定方法は、「8．落札案件の決定」によります。 (1) 入札単位 ブラックスタート機能を提供するのに必要な範囲を入札単位と致します。 なお、入札書は、入札単位ごとに「6．入札の条件 (1) 契約電源等の機能」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。 ※ 技術検討の結果として、各発電所の必要ユニット数について当社より通知いたします。 (2) 募集規模 2 発電所を募集いたします。 				

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
の工事の要否と工事に要する期間は「6. 入札の条件（5）ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。） 6 入札の条件 次の「（1）契約電源等の機能」、「（2）契約電源等の運用」、「（3）技術的信頼性」、「（4）当社の電力系統に連系することについての技術検討」及び「（5）ブラックスタート機能についての技術検討」に記載の要件を満たすことが必要です。 それらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効と致します。 （1）契約電源等の機能 入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要なとなる工事や試験等が完了し、以下の全ての機能・設備を具備していることが必要です。各機能の詳細については、別途協議を行うことと致します。 a. 非常用発電機等 b. ガバナフリー運転機能 c. 電圧調整機能 d. 専用線オンライン指令の信号送信機能 以下の信号を送信する機能を具備していることが必要です。なお、通信回線は情報セキュリティ対策として電力制御システムに適用する「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照及び最新版に準拠いただくものと致します。）に準拠したものとしていただく必要があります。 送信信号：現在出力 e. 起動機能 当社からの指令で起動が可能であること。 f. 予備機の確保等（技術検討の結果、必要となる場合） ブラックアウトからの復旧にあたり、ブラックスタート機能を具備するユニットや共用送電線等の設備が一部停止（N－1）しても、現状の信頼度（復旧時間）を確保するために、予備機を確保していただく等の場合があります。 （2）契約電源等の運用 a. ブラックスタート機能の維持 ・ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることが必要です。 ・必要電力量（kWh）は提供期間を通じて、常時確保いただく必要があるため、当該確保部分については他用途活用（卸電力取引所への供出等）することはできません。 ・需給ひっ迫時には、必要電力量（kWh）の一部を緊急時の一般送配電事業者の運用として使用場合があります。具体的な運用方法については、別途、当社と協議のうえ、申合せ等を締結していただきます。	の工事の要否と工事に要する期間は「6. 入札の条件（5）ブラックスタート機能についての技術検討」に定める項目について検討したうえで当社が判断いたします。） 6 入札の条件 次の「（1）契約電源等の機能」、「（2）契約電源等の運用」、「（3）技術的信頼性」、「（4）当社の電力系統に連系することについての技術検討」及び「（5）ブラックスタート機能についての技術検討」に記載の要件を満たすことが必要です。 それらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効と致します。 （1）契約電源等の機能 入札していただく発電所は、提供期間の開始までにブラックスタート機能の提供に必要なとなる工事や試験等が完了し、以下の全ての機能・設備を具備していることが必要です。各機能の詳細については、別途協議を行うことと致します。 a. 非常用発電機等 b. ガバナフリー運転機能 c. 電圧調整機能 d. 専用線オンライン指令の信号送信機能 以下の信号を送信する機能を具備していることが必要です。なお、通信回線は情報セキュリティ対策として電力制御システムに適用する「電力制御システムセキュリティガイドライン」（改定の際には速やかに最新版を参照及び最新版に準拠いただくものと致します。）に準拠したものとしていただく必要があります。 送信信号：現在出力 e. 起動機能 当社からの指令で起動が可能であること。 f. 予備機の確保等（技術検討の結果、必要となる場合） ブラックアウトからの復旧にあたり、ブラックスタート機能を具備するユニットや共用送電線等の設備が一部停止（N－1）しても、現状の信頼度（復旧時間）を確保するために、予備機を確保していただく等の場合があります。 （2）契約電源等の運用 a. ブラックスタート機能の維持 ・ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることが必要です。 ・必要電力量（kWh）は提供期間を通じて、常時確保いただく必要があるため、当該確保部分については他用途活用（卸電力取引所への供出等）することはできません。 ・需給ひっ迫時には、必要電力量（kWh）の一部を緊急時の一般送配電事業者の運用として使用場合があります。具体的な運用方法については、別途、当社と協議のうえ、申合せ等を締結していただきます。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
b. 定期点検，補修停止期間調整の応諾 - 定期点検，補修作業等による計画停止を予定している場合，他発電所等の作業との重複等を避けるため，必要に応じて期間の調整をさせていただく場合があります。その場合，特別な事情がない限り調整に応じていただきます。 c. 復旧作業訓練 - 当社が実施する，当社電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加していただきます。 - 復旧作業訓練を実施しない年度は，非常用発電機等の起動試験を実施し，その結果を報告していただきます。 - 訓練・試験に係わる諸費用は全て契約者負担となります。 d. 不具合発生時の復旧対応 - 不具合の発生時には，速やかに当社へ連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。 (3) 技術的信頼性（全系統ブラックスタート） 応札者が発電実績を有すること，又は発電実績を有する者の技術的支援等により，ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。 (1) 及び (2) で定める要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求めた場合は，その求めに応じていただきます。 - 試験成績書の写し等，発電機の性能を証明する書類等の提出。 - 現地調査及び現地試験。 - その他当社が必要と考える対応。 (4) 当社の電力系統に連系することについての技術検討（全系統ブラックスタート） 入札していただく発電所は，入札時点で当社の電力系統に連系することについての技術検討が完了していることが必要です。 (5) ブラックスタート機能についての技術検討（全系統ブラックスタート） 応札者は，入札時点までに，ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要です。 技術検討に必要なデータを不備なくご提出いただいた場合，標準検討期間は6か月程度です。 なお，過去に技術検討が完了しているブラックスタート機能については，系統状況の大きな変更や発電設備等の変更がない限り，再度の検討は不要となります。ただし，今後の国や電力広域的運営推進機関の審議会における議論等を踏まえ，信頼度や復旧時間に係る考え方の見直しが必要となった等の場合は，追加の技術検討を実施する場合がございます。	b. 定期点検，補修停止期間調整の応諾 - 定期点検，補修作業等による計画停止を予定している場合，他発電所等の作業との重複等を避けるため，必要に応じて期間の調整をさせていただく場合があります。その場合，特別な事情がない限り調整に応じていただきます。 c. 復旧作業訓練 - 当社が実施する，当社電力系統における広範囲におよぶ停電を想定した復旧訓練に参加していただきます。 - 復旧作業訓練を実施しない年度は，非常用発電機等の起動試験を実施し，その結果を報告していただきます。 - 訓練・試験に係わる諸費用は全て契約者負担となります。 d. 不具合発生時の復旧対応 - 不具合の発生時には，速やかに当社へ連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。 (3) 技術的信頼性（全系統ブラックスタート） 応札者が発電実績を有すること，又は発電実績を有する者の技術的支援等により，ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。 (1) 及び (2) で定める要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求めた場合は，その求めに応じていただきます。 - 試験成績書の写し等，発電機の性能を証明する書類等の提出。 - 現地調査及び現地試験。 - その他当社が必要と考える対応。 (4) 当社の電力系統に連系することについての技術検討（全系統ブラックスタート） 入札していただく発電所は，入札時点で当社の電力系統に連系することについての技術検討が完了していることが必要です。 (5) ブラックスタート機能についての技術検討（全系統ブラックスタート） 応札者は，入札時点までに，ブラックスタート機能についての技術検討を完了することが必要です。 技術検討に必要なデータを不備なくご提出いただいた場合，標準検討期間は6か月程度です。 なお，過去に技術検討が完了しているブラックスタート機能については，系統状況の大きな変更や発電設備等の変更がない限り，再度の検討は不要となります。ただし，今後の国や電力広域的運営推進機関の審議会における議論等を踏まえ，信頼度や復旧時間に係る考え方の見直しが必要となった等の場合は，追加の技術検討を実施する場合がございます。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
技術検討の結果、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要と判断された場合、当該工事費用の全部又は一部を負担※¹していただくことが必要です。 技術検討は、当社が管轄する設備の工事により、発電所がブラックスタート機能の提供ができる全ての可能性を検討するものではなく、明らかに多額の費用や長期の工事期間を要する大規模工事※²の発生が見込まれる場合については、具体的な検討は行なわずブラックスタート機能の提供不可としてご回答することがあります。 ※1：費用負担の範囲については、工事目的・内容、当該工事により得られる効果等を勘案のうえ協議により決定いたします。 ※2：例) 変電所の新設、送電線・鉄塔の新設 等 ・以下の項目について技術検討が必要です。 a. 発電機自己励磁現象 ・無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇しないことを評価いたします。 b. 定常状態での過電圧 ・無負荷送電線からの充電電流による定常的な電圧上昇を評価いたします。 c. インラッシュ過電流 ・変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）を評価いたします。 d. 過渡過電圧 ・インラッシュ電流に多く含まれる第二高調波と、系統固有の共振周波数が一致する場合に発生する共振性過電圧の有無を評価いたします。 e. 不平衡電流 ・インラッシュ電流に伴い発生する不平衡電流により、リレー動作トリップが発生しないことを評価いたします。 f. 系統事故時のリレー動作可否 ・ブラックスタート初期は系統容量が小さいため、事故電流も小さくなることから、系統事故時にリレーが正常に動作出来るか評価いたします。 g. ブラックスタート機能の安定負荷供給方法 ・ブラックスタート機能が安定運転できる出力となるまでの負荷供給ルート、手順、時間を検討いたします。 h. 対策及び復旧手順の検討 ・上記a. ～g. の検討項目での評価・検討結果を踏まえ、設備絶縁破壊やリレー動作トリップなど復旧の支障となる事象の回避対策や復旧手順を検討いたします。 i. 発電能力（発電機容量・連続運転可否等）の確認 ・上記h. で検討した復旧手順に応じてブラックスタート機能に求められる発電能力を確認いたします。	技術検討の結果、入札していただく発電所がブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要と判断された場合、当該工事費用の全部又は一部を負担※¹していただくことが必要です。 技術検討は、当社が管轄する設備の工事により、発電所がブラックスタート機能の提供ができる全ての可能性を検討するものではなく、明らかに多額の費用や長期の工事期間を要する大規模工事※²の発生が見込まれる場合については、具体的な検討は行なわずブラックスタート機能の提供不可としてご回答することがあります。 ※1：費用負担の範囲については、工事目的・内容、当該工事により得られる効果等を勘案のうえ協議により決定いたします。 ※2：例) 変電所の新設、送電線・鉄塔の新設 等 ・以下の項目について技術検討が必要です。 a. 発電機自己励磁現象 ・無負荷送電線などを充電した場合、充電電流により発電機端子電圧が過上昇しないことを評価いたします。 b. 定常状態での過電圧 ・無負荷送電線からの充電電流による定常的な電圧上昇を評価いたします。 c. インラッシュ過電流 ・変圧器充電時に発生する励磁突入電流（インラッシュ電流）を評価いたします。 d. 過渡過電圧 ・インラッシュ電流に多く含まれる第二高調波と、系統固有の共振周波数が一致する場合に発生する共振性過電圧の有無を評価いたします。 e. 不平衡電流 ・インラッシュ電流に伴い発生する不平衡電流により、リレー動作トリップが発生しないことを評価いたします。 f. 系統事故時のリレー動作可否 ・ブラックスタート初期は系統容量が小さいため、事故電流も小さくなることから、系統事故時にリレーが正常に動作出来るか評価いたします。 g. ブラックスタート機能の安定負荷供給方法 ・ブラックスタート機能が安定運転できる出力となるまでの負荷供給ルート、手順、時間を検討いたします。 h. 対策及び復旧手順の検討 ・上記a. ～g. の検討項目での評価・検討結果を踏まえ、設備絶縁破壊やリレー動作トリップなど復旧の支障となる事象の回避対策や復旧手順を検討いたします。 i. 発電能力（発電機容量・連続運転可否等）の確認 ・上記h. で検討した復旧手順に応じてブラックスタート機能に求められる発電能力を確認いたします。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
j 必要な機能・スペックの調整, 確認 ・ブラックスタート機能を提供いただくうえで、発電機に求められる機能, スペック, その他当社が必要と判断したものについて調整, 確認いたします。 ※ 上記 a. ～ j. の検討項目での評価・検討結果を踏まえ, 必要電力 (kW), 必要電力量 (kWh) 及び必要ユニット数についても技術検討結果で別途通知いたします。 7 入札価格, 逸失利益相当額および最低保証額 入札価格, 「ブラックスタート機能公募に入札することによって発生する逸失利益相当額」(以下「逸失利益相当額」といいます。) および「ブラックスタート特有の機能維持に必要な最低限の費用相当額」(以下「最低保証額」といいます。) は, 以下のとおりといたします。 (1) 入札価格 契約電源等を維持するために要する年間費用 (適正利潤を含みます。) から, 応札者が当該契約電源等の活用により想定している期待利潤 (ただし, 容量市場からの期待利潤は除きます。) を控除した値 (円) としていただきます。 なお, 期待利潤からは「必要電力 (kW) および必要電力量 (kWh) の確保に伴い, 卸電力市場への投入等ができないことによる期待利潤の逸失分※」(以下「期待利潤の減少分」といいます。) を減じていただきます。具体的には, 以下の式のとおり算定するものといたします。 ※ 必要電力 (kW) ・必要電力量 (kWh) を考慮および未考慮の期待利潤をそれぞれ算定し, その値の差分といたします。 $\text{入札価格} = \text{契約電源等を維持するために要する年間費用} - (\text{期待利潤} - \text{期待利潤の減少分})$ ※ 契約電源等が揚水発電所であり, 契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合, 期待利潤の減少分は以下のとおりとして算定するものといたします。 $\text{期待利潤の減少分} = \text{契約電源および非契約電源にて発生する期待利潤の減少分}$ また, ブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合, 当該工事費用のうち応札者が負担する費用は入札価格に算入可能といたします。ただし, 上記により算定した入札価格が最低保証額を下回る場合は, 最低保証額を入札価格としていただきます。 (2) 逸失利益相当額 最低保証額, 期待利潤の減少分および「必要電力 (kW) および必要電力量 (kWh) の確保に伴う容量市場における想定期待利潤の逸失分※」(以下「容量市場からの想定期	j 必要な機能・スペックの調整, 確認 ・ブラックスタート機能を提供いただくうえで、発電機に求められる機能, スペック, その他当社が必要と判断したものについて調整, 確認いたします。 ※ 上記 a. ～ j. の検討項目での評価・検討結果を踏まえ, 必要電力 (kW), 必要電力量 (kWh) 及び必要ユニット数についても技術検討結果で別途通知いたします。 7 入札価格, 逸失利益相当額および最低保証額 入札価格, 逸失利益相当額および最低保証額は, 以下のとおりといたします。なお, 「入札書 (様式 1)」に「逸失利益相当額 (期待利潤の減少分, 容量市場からの想定期待利潤の減少分)」および「最低保証額」を記載いただきます。 (1) 入札価格 契約電源等を維持するために要する年間費用 (適正利潤を含みます。) から, 応札者が当該契約電源等の活用により想定している期待利潤 (ただし, 容量市場からの期待利潤は除きます。) を控除した値 (円) としていただきます。具体的には, 以下の算定式のとおり算定するものといたします。 $\text{入札価格} = \text{契約電源等を維持するために要する年間費用}^{\text{※1}} - (\text{期待利潤}^{\text{※2}} - \text{期待利潤の減少分})$ ※1 ブラックスタート機能を提供するために当社が管轄する設備の工事が必要な場合, 当該工事費用のうち応札者が負担する費用は年間費用に算入可能といたします。 ※2 期待利潤は必要電力 (kW) ・必要電力量 (kWh) を控除する前の値 (円) としていただきます。 (2) 逸失利益相当額 ブラックスタート機能公募に入札することによって発生する逸失利益相当額をいい, 具体的には, 以下 a, b, c の金額としていただきます。なお, 本募集要綱におけ	【修正理由】 ・RFC 時点での基本料金算定式 (以降、評価用入札価格算定式も共通) では、一部のケースで事業者さまに基本料金の取り漏れが生じることが判明いたしました。このため、最低支払額を保証する基本料金算定式への見直しを行っております。 ・具体的には、取り漏れケースを解消するため、「逸失利益相当額」と「最低保証額」をそれぞれ個別に定義した基本料金の算定方法へ見直す必要があるため、本章では、「逸失利益相当額」を明確に定義することを主とした修正を実施しております。また、分かり易さの観点も踏まえた修正も合わせて行っております。

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
待利潤の減少分」といいます。)を考慮し、具体的には「9. 落札案件の決定」(1)の算定式により算出していただきます。 ※ 必要電力 (kW)・必要電力量 (kWh) を考慮および未考慮の容量市場からの想定期待利潤をそれぞれ算定し、その値の差分といたします。 ※ 契約電源等が揚水発電所で、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、容量市場からの想定期待利潤の減少分は以下のとおりとして算定するものといたします。 容量市場からの想定期待利潤の減少分 ＝ 契約電源および非契約電源にて発生する容量市場からの想定期待利潤の減少分 (3) 最低保証額 上記年間費用のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用 (適正利潤を含みます。)の金額としていただきます。 なお、落札した契約電源等について、「9. 主な契約条件」(2)の算定式により算出した金額が最低保証額の金額を下回る場合は、最低保証額を基本料金としてお支払いいたしますので、「入札書 (様式 1)」に最低保証額、期待利潤の減少分、容量市場からの想定期待利潤の減少分および逸失利益相当額を記載いただきます。 (4) 消費税等相当額 外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 (5) 事業税相当額	る逸失利益相当額のうち、「8. 落札案件の決定」(1)についてはaおよびb,「9. 主な契約条件」(2)についてはa および c の合計金額を指すものとします。 a. 期待利潤の減少分 必要電力 (kW)・必要電力量 (kWh) の確保に伴い、卸電力市場への投入等ができないことによる期待利潤の逸失分※ ※ 契約電源等が揚水発電所であり、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、期待利潤の減少分は、契約電源および非契約電源にて発生する期待利潤の減少分の合計といたします。 b. 容量市場からの想定期待利潤の減少分 必要電力 (kW)・必要電力量 (kWh) の確保に伴う容量市場における想定期待利潤の逸失分※ ※ 契約電源等が揚水発電所で、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、容量市場からの想定期待利潤の減少分は、契約電源および非契約電源にて発生する容量市場からの想定期待利潤の減少分の合計といたします。 c. 容量市場から支払われる対価相当額の減少分 必要電力 (kW)・必要電力量 (kWh) の確保に伴う容量市場から支払われる対価相当額の逸失分※ ※ 契約電源等が揚水発電所で、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、容量市場から支払われる対価相当額の減少分は、契約電源および非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分の合計といたします。 (3) 最低保証額 契約電源等を維持するために要する年間費用 (適正利潤を含みます。)のうち、ブラックスタート機能を維持するために追加的に発生する非常用発電機に係る費用、訓練費等の年間費用 (適正利潤を含みます。)の金額としていただきます。 (4) 消費税等相当額 外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 (5) 事業税相当額	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
・事業税相当額の取扱いについては、次の a、b を選択のうえ、「応札者の概要（様式 2）」で提示していただきます。 a. 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 b. 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格、逸失利益相当額および最低保証額としてください。 ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。 ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。 8 落札案件の決定 （1）落札案件の決定 ・応札案件が「6. 入札の条件」を満たすかを、当社との間で実施した「6. 入札の条件」に定める技術検討の結果（完了の有無を含みます。）、および提出書類（必要に応じて当社が求めた追加資料も含みます。）の内容にもとづき確認いたします。なお、「6. 入札の条件」の内、「（2）契約電源等の運用」については、当該事項に応じることを前提に入札いただいものと見做します。 ・「6. 入札の条件」を満たす案件の応募が、募集規模を上回る場合は、以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。 a. 評価用入札価格の算定 ・評価用入札価格は、容量市場への応札有無を問わず、以下式のとおり算定するものといたします。 評価用入札価格 ＝ 入札価格 － 容量市場からの想定期待利潤＋ 逸失利益相当額 容量市場からの想定期待利潤 ＝ 想定期待容量^{※1,2} × 2024 年度容量市場メインオークションの指標価格（Net CONE：9,875 円/kW）－ 想定経過措置控除額^{※3}	・事業税相当額の取扱いについては、次の a、b を選択のうえ、「応札者の概要（様式 2）」で提示していただきます。 a. 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格、逸失利益相当額および最低保証額に算入しないでください。 b. 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格、逸失利益相当額および最低保証額としてください。 ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。 ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。 8 落札案件の決定 （1）落札案件の決定 ・応札案件が「6. 入札の条件」を満たすかを、当社との間で実施した「6. 入札の条件」に定める技術検討の結果（完了の有無を含みます。）、および提出書類（必要に応じて当社が求めた追加資料も含みます。）の内容にもとづき確認いたします。なお、「6. 入札の条件」の内、「（2）契約電源等の運用」については、当該事項に応じることを前提に入札いただいものと見做します。 ・「6. 入札の条件」を満たす案件の応募が、募集規模を上回る場合は、以下の評価方法により、落札案件を決定いたします。 a. 評価用入札価格の算定 ・評価用入札価格は、容量市場への応札有無を問わず、以下の算定式のとおり算定するものといたします。 評価用入札価格 ＝ 入札価格 － （ 容量市場からの想定期待利潤^{※1} － 容量市場からの想定期待利潤の減少分） 容量市場からの想定期待利潤 ＝ 想定期待容量^{※2,3} × 2024 年度容量市場メインオークションの指標価格（Net CONE：9,875 円/kW）－ 想定経過措置控除額^{※4} 上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、評価用入札価格は以下のとおりといたします。 イ 逸失利益相当額＋最低保証額 ≤ 評価用入札価格算定結果 算定結果を評価用入札価格といたします。 ロ 逸失利益相当額＋最低保証額 > 評価用入札価格算定結果	【修正理由】 ・基本料金算定式の見直しに伴う修正を実施しております。 【修正理由】 ・基本料金算定式の見直しに伴い、最低保証額および逸失利益が基本料金にて保証される記載への見直しを行っております。

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
※1 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」（以下「2028年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、9. 主な契約条件（2）の算定で用いる期待容量と異なる場合があります。 ※2 ブラックスタート電源として落札した発電所が純揚水式の場合、容量市場に入札する際には、必要電力量（kWh）を制約として考慮した上で、期待容量を算出して容量市場に入札する必要があります。 ※3 2028年度容量市場要綱「第7章 契約条件」に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、容量市場へ0円/kW で応札するものと仮定して算定するものとします。 上記算定式において、逸失利益相当額は、以下のとおりといたします。 イ 本募集の入札価格が容量市場からの想定期待利潤以上の場合 （イ）（本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤） ≧（期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分）の場合 ないものといたします。 （ロ）（本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤） <（期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分）の場合 （期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分）－（本募集の入札価格－容量市場からの想定期待利潤） ロ 本募集の入札価格が容量市場からの想定期待利潤を下回る場合 （イ）（期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分） ≧ 最低保証額の場合 （期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分）－ 最低保証額 （ロ）（期待利潤の減少分＋容量市場からの想定期待利潤の減少分） < 最低保証額の場合 ないものといたします。 なお、a. の算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を評価用入札価格といたします。	逸失利益相当額と最低保証額の合計を評価用入札価格といたします。 ※1 容量市場からの想定期待利潤は必要電力（kW）・必要電力量（kWh）を控除する前の値（円）といたします。 ※2 電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」（以下「2028年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値（なお、※1を算出した値とする）とし、入札書「8 想定期待容量」に記載いただいた数値とします。なお、「9. 主な契約条件」（2）の算定で用いる期待容量と異なる場合があります。 ※3 一方、容量市場に入札する際には、ブラックスタート電源として落札した発電所が純揚水式の場合、容量市場に入札する際には、必要電力量（kWh）を制約として考慮した上で、期待容量を算出して容量市場に入札する必要があります。 ※4 2028年度容量市場要綱「第7章 契約条件」に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とし、入札書に記載いただいた数値とします。なお、容量市場へ0円/kW で応札するものと仮定して算定するものとします。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
※ 契約電源等が揚水発電所であり、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、期待利潤の減少分および容量市場からの想定期待利潤の減少分は以下のとおりとして算定するものといたします。 ・期待利潤の減少分 ＝ 契約電源および非契約電源にて発生する期待利潤の減少分 ・容量市場からの想定期待利潤の減少分 ＝ 契約電源および非契約電源にて発生する容量市場からの想定期待利潤の減少分 b. 落札案件の決定 ・評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。 (2) 落札案件決定後の手続き ・落札案件決定後、全ての応札者に結果をお知らせいたします。 ・落札者は、2020年〇月〇日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。 9 主な契約条件 主な契約条件は以下のとおりと致します。 (1) 契約期間 ・契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。 (2) 料金 a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。 なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。 基本料金 ＝ 本募集の入札価格^{※1} － 容量市場から支払われる対価相当額 ＋ 逸失利益相当額 容量市場から支払われる対価相当額 ＝ 期待容量^{※2} × 約定価格^{※3} － 経過措置控除額^{※4}	b. 落札案件の決定 ・評価用入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。 (2) 落札案件決定後の手続き ・落札案件決定後、全ての応札者に結果をお知らせいたします。 ・落札者は、2025年8月22日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。 9 主な契約条件 主な契約条件は以下のとおりと致します。 (1) 契約期間 ・契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。 (2) 料金 a. 以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。 なお、容量市場から支払われる対価相当額は、2029年度向け容量市場の応札有無および落札有無を問わず控除するものといたします。 基本料金 ＝ 入札価格^{※1}－(容量市場から支払われる対価相当額^{※2}－容量市場から支払われる対価相当額の減少分) 容量市場から支払われる対価相当額 ＝ 期待容量^{※3} × 約定価格^{※4} － 経過措置控除額^{※5} 上記算定結果と逸失利益相当額および最低保証額の合計との大小関係から、基本料金は以下のとおりといたします。 イ 逸失利益相当額＋最低保証額≤基本料金算定結果 算定結果を基本料金といたします。 ロ 逸失利益相当額＋最低保証額＞基本料金算定結果	【修正理由】 ・基本料金算定式の見直しに伴う修正を実施しております。 【修正理由】 ・基本料金算定式の見直しに伴い、最低保証額および逸失利益が基本料金にて保証される記載への見直しを行っております。

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認に伴い、期待利潤の再計算が必要となる場合があります。 ※2 広域機関が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「2029年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値とします。なお、合理的な理由がある場合を除き、8. 落札案件の決定（1）の想定期待容量を下回らないものとします。 ※3 2029年度容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とします。 ※4 2029年度容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とします。 なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとします。 注）上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している2028年度容量市場要綱の規定を前提としております。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものといたします。また、※2および4について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当	逸失利益相当額と最低保証額の合計を基本料金といたします。 基本料金に係る覚書の締結に向けて、期待利潤および期待利潤の減少分について再算定いただき、入札時に算定された当該価格との比較により精査※6したうえ、基本料金を決定するものといたします。 なお、基本料金に係る覚書の締結時に算定される基本料金は、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上回らないものといたします。 上記再算定については、以下スケジュールにてご対応いただきます。ただし、以下スケジュールについては、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかにお知らせいたします。 2028年12月1日（金）～12月29日（金） 期待利潤および期待利潤の減少分再算定実施および算定結果の提出 2029年1月8日（月）～2029年2月28日（水） 再算定結果の確認、協議 2029年3月1日（木）～2029年3月29日（木） 基本料金に係る覚書の締結 ※1 監督官庁によるブラックスタート機能公募調達結果の事後確認に伴い、期待利潤の再計算が必要となる場合があります。 ※2 容量市場から支払われる対価相当額は必要電力（kW）・必要電力量（kWh）控除する前の値（円）といたします。 ※3 広域機関が公表する「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2029年度）」（以下「2029年度容量市場要綱」といいます。）に規定する「期待容量」の算定方法に準じて算定した値（なお、※2を算出した値とする）とします。なお、合理的な理由がある場合を除き、「8. 落札案件の決定」（1）の想定期待容量を下回らないものとします。 ※4 2029年度容量市場要綱に規定する「約定価格」の決定方法により決定された値とします。 ※5 2029年度容量市場要綱に規定する「容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額」の算定方法に準じて算定した値とします。 なお、本契約における契約電源等を2029年度向け容量市場へ応札しなかった場合および応札し落選した場合は、0円/kWで応札したものと見做して算定するものとします。 ※6 精査に必要な諸元となる資料を提出していただきます。 注）上記の基本料金算定式は、現時点で広域機関が公表している2028年度容量市場要綱の規定を前提としております。今後、国の各審議会、容量市場要綱に関する意見募集等を踏まえて、規定内容が変更となった場合は、変更後の内容に従って算出するものといたします。また、※3および5について、発電所の一部ユニットを入札し、容量市場要綱に規定する算定方法に準じて算定することが困難であると当	【修正理由】 ・2029 年度向けブラックスタート募集では、一層の透明性の確保およびより精緻な基本料金の算定に向けて、左記のスケジュールにて期待利潤および期待利潤の減少分について再算定頂きます。 ・再算定後、応札事業者の入札価格の低下により基本料金が高くなった場合、公募の透明性に疑義が生じることから、入札時の期待利潤および期待利潤の減少分を用いて算定される基本料金を上限とすることとさせていただきます。 ・なお、精査に必要な諸元となる資料の提出についてご協力頂きます。

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
社が半断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとします。 b. 上記算定式において、逸失利益相当額は、以下のとおりといたします。 イ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額以上の場合 (イ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) ≥ (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 ないものといたします。 (ロ) (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) ＜ (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) － (本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当額) ロ 本募集の入札価格が容量市場から支払われる対価相当額を下回る場合 (イ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) ≥ 最低保証額の場合 (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) － 最低 保証額 (ロ) (期待利潤の減少分＋容量市場から支払われる対価相当額の減少分) ＜ 低保証額の場合 ないものといたします。 なお、 a. の算定式により算出した金額が最低保証額を下回る場合は、最低保証額を基本料金といたします。 ※ 契約電源等が揚水発電所であり、契約電源と非契約電源にて上池を共有している場合、期待利潤の減少分および容量市場から支払われる対価相当額の減少分は以下のとおりとして算定するものといたします。 ・期待利潤の減少分 ＝ 契約電源および非契約電源にて発生する期待利潤の減少分 ・容量市場から支払われる対価相当額の減少分 ＝ 契約電源および非契約電源にて発生する容量市場から支払われる対価相当額の減少分 c. 上記により決定した基本料金を12で除して月毎に分けて支払う（翌月払い）ものとします。なお、端数は3月分料金で調整いたします。 d. ブラックスタートによる電力供給に係る料金（従量料金）については、別途協議により定めるものといたします。 e. 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。 f. 事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「応札者の概要（様式2）」で提示していただきます。	社が半断した場合、別途、応札者と協議のうえ、合理的な値を算定するものとします。 b. 上記により決定した基本料金を12で除して月毎に分けて支払う（翌月払い）ものとします。なお、端数は3月分料金で調整いたします。 c. ブラックスタートによる電力供給に係る料金（従量料金）については、別途協議により定めるものといたします。 d. 消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。 e. 事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「応札者の概要（様式2）」で提示していただきます。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
(3) 契約解除 - ブラックスタート機能契約の当事者は、相手方がブラックスタート機能契約に定める義務を履行しない場合は、相手方に対し、書面によりその履行を催告し、催告後30日を経過しても当該義務が履行されないときは、ブラックスタート機能契約を解除できるものと致します。 - ブラックスタート機能契約の当事者は、自己の責めに帰すべき事由によりブラックスタート機能契約を解除された場合、相手方に生ずる損害を賠償するものと致します。 - 契約者又は当社が、ブラックスタート機能契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、又は次の項目に該当する場合、契約者又は当社は、違反又は該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、ブラックスタート機能契約を解除することができます。 - 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあった場合 - 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合 - 手形交換所から取引停止処分を受けた場合 - 公租公課の滞納処分を受けた場合 - その他、前各号に準じる事由が生じたとき - 契約の解除条件及び賠償の詳細等は、ブラックスタート機能契約書を参照してください。 (4) 契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用の申し受け - 契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、(3)にかかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を契約者に求めることができるものとし、契約者は、これに応じていただきます。 (5) 必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) の変更 - 必要電力 (kW) もしくは必要電力量 (kWh) が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力 (kW) もしくは必要電力量 (kWh) が増加となったとき、変更後の必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) にて基本料金の再算定を実施するものといたします。 10 応札方法 応札者は、入札書を募集期間内に2部(本書1部・写し1部)提出してください。 (1) 入札書の提出 - 提出書類 「(様式1) 入札申込書」及び添付書類((2) 入札書への添付書類)を提出ください。 - 提出方法 提出書類は部単位にまとめ、一式を持参又は郵送により提出してください。当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑(認印で可)をお持ちください。	(3) 契約解除 - ブラックスタート機能契約の当事者は、相手方がブラックスタート機能契約に定める義務を履行しない場合は、相手方に対し、書面によりその履行を催告し、催告後30日を経過しても当該義務が履行されないときは、ブラックスタート機能契約を解除できるものと致します。 - ブラックスタート機能契約の当事者は、自己の責めに帰すべき事由によりブラックスタート機能契約を解除された場合、相手方に生ずる損害を賠償するものと致します。 - 契約者又は当社が、ブラックスタート機能契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、又は次の項目に該当する場合、契約者又は当社は、違反又は該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、ブラックスタート機能契約を解除することができます。 - 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあった場合 - 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合 - 手形交換所から取引停止処分を受けた場合 - 公租公課の滞納処分を受けた場合 - その他、前各号に準じる事由が生じたとき - 契約の解除条件及び賠償の詳細等は、ブラックスタート機能契約書を参照してください。 (4) 契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用の申し受け - 契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、(3)にかかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を契約者に求めることができるものとし、契約者は、これに応じていただきます。 (5) 必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) の変更 - 必要電力 (kW) もしくは必要電力量 (kWh) が減少となったとき、または、契約者の責によらず必要電力 (kW) もしくは必要電力量 (kWh) が増加となったとき、変更後の必要電力 (kW) または必要電力量 (kWh) にて基本料金の再算定の実施について協議するものといたします。 10 応札方法 応札者は、入札書を募集期間内に2部(本書1部・写し1部)提出してください。 (1) 入札書の提出 - 提出書類 「(様式1) 入札申込書」及び添付書類((2) 入札書への添付書類)を提出ください。 - 提出方法 提出書類は部単位にまとめ、一式を持参又は郵送により提出してください。当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑(認印で可)をお持ちください。	【修正理由】 RFCにおいて、ブラックスタート必要量が減少となった場合に、容量市場の追加オークションが開催されないといった状況によっては、減少前と比べると落札事業者さまに損失が生じる可能性があるとのご意見を受け、基本料金の「再算定の実施について協議」への見直しを行っております。

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめ了承願います。 【注】原則、持参していただくことと致しますが、昨今の社会情勢も踏まえ、郵送の提出も可能と致します。なお、郵送でご提出いただく際は、ウを宛先とし、詳細は後述『(3) 郵送で応札する場合の留意事項』をご確認ください。 また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能と致します。 c. 提出場所 高松市丸の内2番5号 四国電力送配電株式会社 系統運用部 中央給電指令所 d. 募集期間 2020年〇月〇日(〇)～2020年〇月〇日(〇) - 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時及び午後1時～午後4時とさせていただきます。 - 提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <連絡先> 四国電力送配電株式会社 系統運用部 中央給電指令所 電話：(087) 802-6350 (代表回線) e. 入札を無効とするもの - 記名押印のないもの - 提出書類に不備若しくは虚偽の内容があったもの 入札書を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。 <u>入札書在中</u> ・契約電源等名称 ・応札年月日 ・応札者名 ・連絡先住所 ・連絡先電話番号 ・連絡先メールアドレス ・連絡先担当者名 印 印 印 (表) (裏) ※ 添付書類カの印鑑証明書と同一の印章を押捺してください。	なお、提出書類は返却しませんので、あらかじめ了承願います。 【注】原則、持参していただくことと致しますが、昨今の社会情勢も踏まえ、郵送の提出も可能と致します。なお、郵送でご提出いただく際は、ウを宛先とし、詳細は後述『(3) 郵送で応札する場合の留意事項』をご確認ください。 また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能と致します。 c. 提出場所 高松市丸の内2番5号 四国電力送配電株式会社 系統運用部 中央給電指令所 d. 募集期間 2024年12月23日(月)～2025年6月20日(金) - 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時及び午後1時～午後4時とさせていただきます。 - 提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <連絡先> 四国電力送配電株式会社 系統運用部 中央給電指令所 電話：(087) 802-6350 (代表回線) e. 入札を無効とするもの - 記名押印のないもの - 提出書類に不備若しくは虚偽の内容があったもの 入札書を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。 <u>入札書在中</u> ・契約電源等名称 ・応札年月日 ・応札者名 ・連絡先住所 ・連絡先電話番号 ・連絡先メールアドレス ・連絡先担当者名 印 印 印 (表) (裏) ※ 添付書類カの印鑑証明書と同一の印章を押捺してください。	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
※ 原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。 ※ 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。 (2) 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。） a. 応札者の概要（様式 2） b. 発電設備の仕様（様式 3 の 1 又は様式 3 の 2） c. 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式 4 の 1 又は様式 4 の 2 及び様式 4 の 3） d. 発電設備の運転実績（様式 5） e. 運用条件に係る事項（様式 6） f. 入札書に押捺した印章の印鑑証明 ※ 入札書及び添付書類において使用する言語は日本語、通貨は円貨としていただきます。 ※ 添付書類イ及びウについて、非常用発電機等に該当する発電機に係る記入は不要です。 ※ 添付書類（ア～オ）は、該当しないものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、全てを提出してください。 (3) 郵送で応札する場合の留意事項 郵送で応札する場合、以下の点に留意のうえ、(1)ウに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。 a. 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。 b. 一般書留又は簡易書留で郵送してください。 c. 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。 ※ 「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。 ※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。 ※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。 d. 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。 (4) その他留意事項 a 追加資料提出 ・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。 b 目的外利用	※ 原則として、「JIS 角形 2 号」封筒を使用してください。 ※ 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。 (2) 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。） a. 応札者の概要（様式 2） b. 発電設備の仕様（様式 3 の 1 又は様式 3 の 2） c. 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式 4 の 1 又は様式 4 の 2 及び様式 4 の 3） d. 発電設備の運転実績（様式 5） e. 運用条件に係る事項（様式 6） f. 入札書に押捺した印章の印鑑証明 ※ 入札書及び添付書類において使用する言語は日本語、通貨は円貨としていただきます。 ※ 添付書類イ及びウについて、非常用発電機等に該当する発電機に係る記入は不要です。 ※ 添付書類（ア～オ）は、該当しないものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、全てを提出してください。 (3) 郵送で応札する場合の留意事項 郵送で応札する場合、以下の点に留意のうえ、(1)ウに記載の提出場所へ郵送してください。なお、郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。 a. 入札書は封緘、封印をした入札書一式を別の封筒に入れ、郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。 b. 一般書留又は簡易書留で郵送してください。 c. 郵送での応札の場合、募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。 ※ 「必着」とは、入札書一式が募集期間中の受付時間内に担当部署に到達していることを指します。 ※ 期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。 ※ 郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。 d. 郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。 (4) その他留意事項 a 追加資料提出 ・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。 b 目的外利用	

【RFC 時点】	【RFC 後】	備 考
・提出資料及び募集手続を通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。 1 1 ブラックスタート機能契約の締結 落札者は、2 0 2 〇年〇月〇日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。	・提出資料及び募集手続を通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。 1 1 ブラックスタート機能契約の締結 落札者は、2 0 2 5年8月2 2日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。	